

のぼりの例



ステッカー

ごみの収集日		
指定袋で有料	燃やせるごみ 毎週 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● 合紙のごみ ● 汚れた紙 ● 茶・ゴム・ゼニール製品 ● 製品プラスチック など
	燃やせないごみ 4週に1回 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● ガラス・せともの類 ● ブロックレンガ ● 小型家電製品 ● 金属製品 など
	※ 燃やせないごみの日にそれぞれ別袋で	
	容器包装プラスチック 毎週 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● バック・カップ類 ● 折り紙・ラップ・トレイ類 ● スティック飲料容器類 (リサイクルマークの付いた容器)
	びん・缶・ペットボトル 毎週 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● 空きびん ● 空き缶 ● ペットボトル (リサイクルマークの付いた容器)
	雑がみ 2週に1回 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● 封筒・ハガキ ● 紙屑類・台紙類・紙類 ● 包装紙類・台紙類 など (汚れていないもの)
中身の見える袋で(無料)	枝・葉・草 (5月~11月) 4週に1回 曜日	<ul style="list-style-type: none"> ※ 薪木の断面は長さ50cm以下のものを、長さ1m程度のひもで縛って出してください。 ※ 材木類や多量の用品等は別袋です。
	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみは必ず収集日当日の朝、8時30分までに、ごみステーションへ出してください。 ● 大型ごみ(指定袋に入らないもの)は戸別有料収集です。(申込・お問い合わせは)大型ごみ収集センター ☎281-8153 ● アルミ缶等の持ち去りは、札幌市の各別により禁止されています。(違反した場合、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。) 	
(平成21年7月1日からの分別区分です。) 町内会・自治会		